

## 茨城県農林水産部が発注する週休2日制促進工事の試行要領

### (目的)

第1条 この要領は、建設業界における担い手確保のための取組の一環として、また、令和6年4月からの時間外労働の上限規制を踏まえ、休暇の拡大を促進するために実施する週休2日制促進工事（以下「週休2日制促進工事」という。）の発注等をするため、必要な事項を定めるものである。

### (用語の定義)

第2条 週休2日制とは、第3条に規定する完全週休2日制、月単位の4週8休制又は通期の4週8休制のいずれかの形式により施工することをいう。

2 現場閉所日とは、あらかじめ定めた現場の休工日のことをいい、予定外の休工日は含めない。

3 現場とは、工事目的物を設置する現場のことをいい、工場製作としての現場は含めない。

4 休工日とは、通行規制に伴う交通誘導作業や現場の安全確認のための見回り等現場管理に必要な作業を除き、下請け企業等も含め終日一切の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を行わない日のことをいう。ただし、緊急対応のための工事で、予め定めた休工日であっても発注者の指示による作業を行った場合は、例外として休工日とみなす。

5 経費補正等基準とは、週休2日制により施工することを設計図書に示した場合に適用する積算基準（各種経費の補正基準）のことをいう。

### (形式)

第3条 週休2日制の形式は、次のとおりとする。

#### (1) 完全週休2日制

##### イ 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止とした期間、夏季・年末年始休暇期間は除く。

##### ロ 現場閉所対象日

対象期間における全ての土曜日及び日曜日とする。なお、受注者の都合により土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定するものとする。振替現場閉所日は、同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることができるものとする。

#### (2) 月単位の4週8休日制

##### イ 対象期間

第3条(1)イに同じ

##### ロ 現場閉所対象日

対象期間の月単位で28.5%（2／7）の現場閉所日とする。なお、月とは、対象期間内の月の最初の日曜日から、最後の日曜日が属する週の土曜日までをいう。また、受注者の都合により、第6条に基づき設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定するものとする。振替現場閉所日は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあつては、翌月の第一週内に設けることができるものとする。

#### (3) 通期の4週8休制

##### イ 対象期間

第3条(1)イに同じ

ロ 現場閉所対象日

対象期間を通じて4週8休以上（28.5％）の現場閉所日とする。また、受注者の都合により、第6条に基づき設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定するものとする。

（週休2日促進工事の対象）

第4条 現場作業を行う期間が1ヶ月以上と見込まれる工事は、原則として週休2日促進工事の対象とする。ただし、やむを得ない事由により、週休2日促進工事を適用できないと発注者が判断する工事は対象外とする。

（週休2日促進工事の発注方式）

第5条 週休2日促進工事は、次の各号のいずれかの方式により発注するものとする。

（1）発注者指定型

- ・発注にあたっては、特別（特記）仕様書に発注者指定型である旨を明示するものとする。
- ・契約後、受注者の希望に基づき、完全週休2日制、月単位の4週8休制又は通期の4週8休制のいずれかの形式を受発注者協議により決定することとする。なお、形式決定後の変更はできないものとする。
- ・発注時の起工額算定にあたっては、別に定める経費補正等基準により経費補正等を行うものとする。

（2）受注者希望型

- ・発注にあたっては、特別（特記）仕様書に受注者希望型である旨を明示するものとする。
- ・週休2日制に取組む場合は、契約後、受注者の希望に基づき、完全週休2日制、月単位の4週8休制又は通期の4週8休制のいずれかの形式を受発注者協議により決定することとする。なお、形式決定後の変更はできないものとする。
- ・受発注者協議により週休2日制での施工が決定した場合は、別に定める経費補正等基準により、設計変更することとする。

（実施工程表の作成）

第6条 発注者指定型の週休2日促進工事受注者、受注者希望型の週休2日促進工事受注者のうち受発注者協議により週休2日制での施工が決定した受注者（以下「受注者」という。）は、工事着手までに、週休2日制で施工するための実施工程表を作成し、監督員と協議するものとする。

なお、第5条に定める受発注者協議の結果、完全週休2日制を適用する場合は、現場閉所日を対象期間の土曜日、日曜日に設定するものとし、月単位の4週8休制を適用する場合は、対象期間の月単位で28.5％（2／7）の現場閉所日を設定するものとし、通期の4週8休制を適用する場合は、対象期間内を通じて4週8休以上（28.5％）の現場閉所日を設定するものとする。

（工期の延長）

第7条 第6条に基づき実施工程表を作成した結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、通期の4週8休制を選択した場合を除き、受注者は、建設工事請負契約書第18条、第21条及び第23条の規定による工期の延長変更を請求することができる。

（受注者の取組事項）

第8条 受注者は、週休2日制による施工にあたり、下請企業等の理解を得たうえで実施するものと

し、様式1により作成した関係者確認書の写しを工事着手日までに監督員に提出するものとする。

- 2 受注者は、土木工事保安対策技術指針に準拠して設置する標示板（工事中標示板）及び工事説明看板に、週休2日制で施工することを標示するものとする。
- 3 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けるものとする（工事完成通知書の提出日までに、全ての現場閉所実績について確認）。
  - （1）工事現場の労働者の勤務状況を確認できる書類（月間・週間工程表、作業日報等）
  - （2）下請企業等の労働者の場合は、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等を確認できる書類（作業日報等）
  - （3）月単位で現場閉所日の割合が把握できる書類（4週8休制のみ、（1）、（2）に基づき現場閉所日を集計した資料等）

（発注者の配慮）

- 第9条 発注者は、受注者が週休2日制による工事を円滑に実施できるよう、次の各号に配慮するものとする。
- （1）第6条に定める実施工程による工事施工を妨げるような指示等を行わないこと。
  - （2）第7条に定める受注者からの工期の延長変更の請求に対して柔軟に対応すること。
  - （3）受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応すること。

（工事成績評定等）

- 第10条 週休2日促進工事を通じ実施された休暇拡大に向けた受注者の取組について、工事成績評定において評価するものとする。
- 2 週休2日促進工事のうち、発注者指定型の受注者が、契約締結後に判明したやむを得ない事由等が無いにもかかわらず、設計図書に基づく週休2日制による施工に取り組む意思がないと発注者が認める場合は、契約に違反するものとして取り扱う。
  - 3 週休2日促進工事のうち、受注者希望型の受注者が、受発注者協議により週休2日制で施工するとしたにもかかわらず、週休2日制による施工に取り組む意思がないと発注者が認める場合は、契約に違反するものとして取り扱う。

（履行実績取組証の発行）

- 第11条 発注者は、通期の4週8休制を選択した場合を除き、受注者が設計図書に基づき取組を実施し、現場閉所日確保率が100%で工事を完成させたと認める場合は、工事成績評定通知時に様式2により受注者に対し履行実績取組証を発行するものとする。
- 2 農林事務所又は土地改良事務所の担当（監督）する本庁契約工事においては、前号によらず、工事を担当した農林事務所又は土地改良事務所の長が発行するものとする。
  - 3 現場閉所日確保率が100%未満となった場合、履行実績取組証は発行しないものとする。

附 則

この要領は、令和5年6月19日以降に工事起工を決議する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日以降に工事起工を決議する工事から適用する。

#### 附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日以降に工事起工を決議する工事から適用する。